

浜松市地籍調査推進委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 浜松市における国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査事業の円滑な実施を図るため、調査地区ごとに地籍調査推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)地籍調査の普及及び宣伝に関すること。
- (2)地籍調査の作業実施の調整に関すること。
- (3)道路、水路、堤防、河川等官民境界の調査補助及び立会いに関すること。
- (4)境界紛争等の解決の協力に関すること。
- (5)その他地籍調査の推進に関すること。

(委員)

第 3 条 委員会は、調査地区の地形、面積等に応じて委員若干名で組織する。

- 2 委員は、調査地区の土地所有者及び地域の事情に精通した者の中から自治会長等が推薦した者を、市長が依頼する。
- 3 委員会に次の役員を置く。

会 長 … 1 名 副会長 … 1 名

- 4 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 5 会長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 委員の任期は、当該地区の地籍調査が行われる期間とする。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集しその議長となる。

- 2 委員会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第 5 条 委員は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(報償)

第 6 条 委員の報償は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、調査担当課が行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要綱は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。